

平成20年 第4回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成20年第4回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成20年10月23日(木曜)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 6号 専決処分の報告について
 専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解について
日程第 4 議案第76号 工事請負契約の一部変更について
日程第 5 議案第77号 平成20年度南会津町一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番	湯田 哲	議員	3番	高野 精一	議員
4番	馬場 信作	議員	5番	山内 政	議員
6番	渡部 優	議員	7番	星 光久	議員
8番	楠 正次	議員	9番	大宅 宗吉	議員
10番	渡部 忠雄	議員	11番	湯田 秀春	議員
12番	星 登志一	議員	13番	星 和男	議員
14番	平野 昌盛	議員	15番	阿久津 梅夫	議員
17番	芳賀沼 順一	議員	18番	菅家 幸弘	議員
19番	大竹 幸一	議員	20番	児山 寿明	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡部 康吉	議員

欠席議員(2名)

2番	渡部 俊夫	議員	16番	渡部 東	議員
----	-------	----	-----	------	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	室井裕	総務課長
星光幸	企画観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	近藤甚悦	健康福祉課長
星安晴	環境水道課長	角田厚	農林課長
渡部文政	農業委員会 事務局長	斎藤友一	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星廣政	舘岩総合支所長
横山孝夫	伊南総合支所長	児山忠男	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

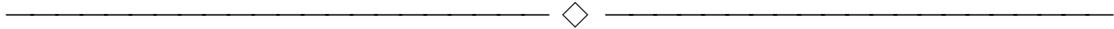
◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席する旨届け出のあった議員は、2番、渡部俊夫君、16番、渡部東君であります。

ただいまから平成20年第4回南会津町議会臨時会を開会いたします。

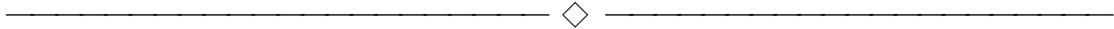
直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

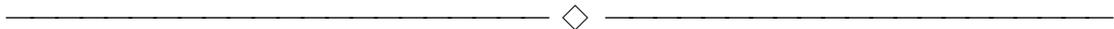
大変暑くなっております。上衣の脱衣を許可します。



◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、馬場信作君、13番、星和男君を指名いたします。



◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がされていますので、これを許可します。

町長。

○湯田芳博町長 平成20年第4回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本臨時会の報告及び議案説明に入ります前に、去る9月12日開催の議会定例会において、不適正を認め取り下げをいたしました議案について、その後の対応と事業内容についてご説明を申し上げさせていただきます。

まず初めに、今後二度とこのようなことがないように、職員全員に適法、適正、透明な行政執行の心構えと、あるべき実行体制について訓示をいたしたところであります。本町においては、去る9月25日、そして、総合支所においては3支所を対象とし、9月29日にそれぞれ認識を確認したところでございます。また、本議案に関する担当職員及び監督職にある者については、10月14日、それぞれ口頭訓告及び嚴重注意処分をしたところでありますが、建設課長におきましては、本人からの強い意志により退職願が提出され、10月14日付で退職辞令を交付するとともに、翌日15日付で副町長に建設課長事務取扱を命じたところであり、幹部職員の人事異動のご報告とさせていただきます。

また、今回の議案取り下げに至る経緯について、十分に精査、反省をし、成果を導き出すべく、今後の業務遂行に反映させてまいりますので、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、事業内容については後ほど、議会議員全員協議会の場において、担当課長より説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 ただいまの説明のとおりでありますので、ご了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時06分

再開 午後 零時05分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○渡部康吉議長 次に、日程第3、報告第6号 専決処分の報告について。

専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 報告第6号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、本年8月28日、南郷地域の高清水自然公園キャンプ場の駐車場において、遭難者捜索のために出動していた消防本部車両が、同じく出動していた南会津警察署車両を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に賠償金15万3,605円を支払うことで合意いたしましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をいたしましたので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 これ、まだ警察署だからパトカーでもこすったか何だかわからないけれども、遭難現場へ行ってみんな物すごい注意を払っていると思うんだけど、遭難で出動した車同士がぶつかるなんて、やはり救助しなければならない精神はわかるんだけど、精いっぱいこういうときには特に注意しないと。除雪でも何でも今までずっと車両事故が随分あるなと思っているんだけど、やはり、運転手、間が抜けたでも何でもないんだろうけれども、一生懸命注意を払っているんだろうけれども、こういう事故で、これ警察署のパトカーだからいいけれども、人にぶついたら大問題になってしまうし、そういうことで、みんな気は引き締めているとは思っているんだけど、一層こういう形で引き締めてかかってもらいたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員から、大変貴重なおたががございましたが、全くそのとおりで、まず、捜索

に立ち会おうが、火災現場に行こうが、みずから安全を最優先してその職務遂行に当たらなければならないということを再三申し上げております。

今回の事故については、若干の傾斜地があったというふうにお聞きをしておりますが、これらについても、ストップについてしっかりと車どめをする、こういうことで防げた事故だと思いますので、今後、ただいまいただいた意見を真摯に受けとめて、職員にしっかりと告知をしていきたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

質疑を終わります。

これをもって、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第76号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第76号 工事請負契約の一部変更についてご説明いたします。

本案は、平成19年6月12日付にて、三菱電機株式会社東北支社と本契約した防災行政無線施設整備工事について、宮本地区の屋外拡声子局、聴覚障害者への戸別受信機文字表示装置及び全国瞬時警報システム等を追加するとともに、戸別受信機の台数や事業の実施に伴い、各総合支所の既存無線装置への接続設備等の諸変更が生じたことから、工事請負契約の金額について変更するものでありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 1、宮本地区の地域の要望に向けて、住民生活課防災担当者係からの指示によって建設課が設置したことで間違いがないかどうか、再確認をします。2、責任をとるならば、一般的に指示をした担当課なのか、指示を受けて設置した建設課なのか。3、

建設課長が管理者として責任をとったことについては、どのようにお考えか。4、今後このような問題が発生しないようにするには何が必要なのか、お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、建設課長のいわゆる責任のとり方とあわせて、今後、このようなことを二度と繰り返さないための、私たちがとらなければならない対応についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点であります。建設課長が、今回これらの一連の工事に絡んで退職をしたという事実は否めないものであります。しかし、私は、先ほど申し上げたように、責任をとるということには幾つかの方法があります。今回、建設課長がそう判断をされた後、副町長あるいは教育長を介して、別な責任のとり方があるだろうというお話も申し上げました。そしてまた、幹部会において、私のこの事件に関する思いを話をさせていただいて、さらには職員一人一人の人生の目標あるいは喜び、そういったものについてもお話をさせていただきました。そしてまた、町民の方々から、今回の建設課長の決心は必ずしも私たちが望むものではない。したがって、それぞれに建設課長にその旨をお話をさせていただきました。そういう経緯の中で、私は非常に残念な思いをしておりますが、建設課長については、そのほかに体の状態もあるのだということが言葉として出てまいりました。

そこで、確認をいたしましたら、腰痛で通院をし、今後入院の必要もあるということでした。それも私は、二次的なお言葉ではないかなというふうに判断をして、さらに、慰留に努めてまいりましたが、残念ながら私たちの思いが通じなかったわけでありまして。でき得れば、私としては一連の関係の成果をしっかりとつくった後、それぞれ議会に対して失った信頼あるいは町民にかけたご迷惑、これらについても結末をしていきたいと、こういうふうに申し上げましたが、残念ながら届けていただけなかったもので、今でも思いの念を残しているところでもあります。

そういうことを踏まえまして、こういう予想もしないような、職員に進退伺が出てくると、こういうことを考えれば、先ほどから議会議員の皆さんの全員協議会の中でたくさんのご指摘あるいは叱咤を受けました。それらをしっかりと受けとめ、今後二度と起こさないためのあり方というものはどうあるべきか、言葉で終わらせない、しっかりと業務の中でその仕組みを考え、それぞれの認識を強めるような取り組みをさせていただきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

まず、1番目の宮本地区の屋外拡声子局については、どこから要望があったのかというおただしでございますが、これにつきましては、2月22日付ですが、宮本区長のほうから要望書が出ております。要望書の内容については、日中は農家なので外に出ていることが多いということ、それから折橋公園の利用者にもぜひ聞こえるような位置にということと、もう一つは、御蔵入交流館の利用者にもぜひというような内容の要望書が出ております。これを受けまして、内部で協議をして工程会議の中で決定をしてきたという経緯でございます。

次に、責任は指示をしたどちらにあるかというおただしでございますが、基本的に工程会議には、先ほど申し上げましたが、住民生活課の担当も建設課の担当も出ておりますので、この工程会議の中で決定してきたということで、どちらの課で指示をしたということではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えいたします。

私のほうからは、ただいま住民生活課長からもありましたが、改めまして、住民生活課それから建設課、どちらに責任があるかということについて、まずはお答えいたします。

今ほども説明いたしましたように、ともに工程会議の中でそれぞれ全体事業の総括あるいは工事の発注、指示を行っておりますので、これはいずれの課にもそれぞれの責任があるということで、それぞれの担当者、管理監督者に対して処分をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。それから、今後の再発防止についてということでございますが、まさに、今回の案件は、議決をいただく案件であるということの認識が、残念ながら欠如していたというふうに言わざるを得ないと思います。議会案件に関する工事請負契約の変更の手の進め方、そういった基本的な意識、適正な手続を再度注意喚起をしながら、こういったことが二度と起きないように、改めて職員のほうに徹底してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 よくわかりましたが、やはり建設課長は、このことを議会に上げる前まで知らなかったことの自分の悔しさと。だから、知らないと管理者は務まらないです。建設課のトップの人が知らないと聞いてきた、まあこれは過ぎたことで仕方がないけれども、こういう形で辞るのは残念なんです。そういうことのないように十分に連絡をとり合ってもらいたいと思います。最後に、この防災無線は合併した南会津町の情報の共有と安全・安

心のまちづくりのため重要な施設でありますので、早期実現のために、私は本案については賛成いたしますものであります。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 先ほど全員協議会の中で、今回の変更で、本日2,100万円ほどの追加があるわけなんですけれども、その内容が、17項目あるんだということが説明ありました。ですから、先ほどの提案理由の中でも、たしか町長は4項目くらいしか言わなかったかと思うんですけれども、非常に多くの項目があって、実は4,500万円ほどの内容があるんだけれども、そこから個別で新規のマイナス分2,300万円が引けるので、金額的には差し引き2,100万円だということがわかったわけですが、しかもその17項目のうち、先ほどちょっとはつきりしなかったのですが、半分くらい事前着工があるというふうに確認してよろしいか、伺いたいと思います。まず、私が先ほど聞いた範囲では、屋外アンテナの追加であるとか、それから、この3番の表でいいますと、拡声子局装置の追加であるとか、拡声受信装置の変更であるとか、接地抵抗値の低減であるとか、携帯型無線機追加、携帯型無線機用充電器、下のほうに来て、地盤改良、アンテナ柱塗装など8ですから、約半分くらい事前着工があったと、宮本ばかりではないと私は理解をしましたが、その辺もう一回確認で伺います。これは非常に重要なことですので、本会議でも伺っているわけです。

それから、いま一つは、町長処分については内容を伺いましたが、町長あるいは副町長も入るのかな、そういう最高責任者について、やはり処分もみずからすべきでないかと思えますし、さらに、もう一つ指摘したいのは、今回、ことしの4月に、住民生活課は課長と係長がたしか一遍に異動があったはずであります。私が以前農協にいるころに、上のほうに、課長と係長一遍の移動はだめだということを強く言って、ほとんどさせなかったと思っていますけれども、そういうことをすると、そこでいろいろな意思の疎通が図れないということもあると思うんですね。そういう点も含めてやはり私は、問題があって、町長は今後でもいいんですけれども、自分自身に対しても、処分が私は必要だと思いますが、いかがでしょう。

それから、FM放送が受信できることを条件とした機械のために5社が辞退したと、こういう話については前からやっているわけですが、それについては、この前の議会では、FM放送を受信できない機械と値段は同じだからいいほうにしたんだと、こういう話がありました。しかしながら、やはりそれは、入札を妨害したことに結果的にはなったんです。それに対して、

本当にそういう意思があったんじゃないかということをご心配しているものであります。そのところをもう一度確認したいと思います。

それから、FM放送については、機械に受信できるというふうに機械1個1個にFMと書いてありますから、みんなが受信できるようにしてほしいと、思っているわけです、一般の方が。ですから、それも今後、費用はどうするんだかちょっとわかりませんが、やはりやる必要があるんじゃないですか。そのところも含めて、その契約の履行をちゃんとしてもらう。これは三菱の責任だと私は思うんです。あるいは、どちらの責任になるかわかりませんが、それをきちんとしないと、うやむやにできないと思います。一応その辺を伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、私自身の処分に関する事と、職員の異動についてお答えをいたします。

まず、職員の異動であります、これはできるだけそうならないようにしたいんであります。しかし今、ご存じのように、私は何回も言っているように35%の補充率、この中でいわゆる総合支所の機能を維持しつつ行政の執行をする場合に、大変難しいといいますが、適正な配置基準について頭を痛めるところがあります。それで、そういうことが合併の時点で想定できましたので、私は絶えず課長会議を幹部会議にし、課を超えてきちんと連絡をとりなさい、そして細部については担当者が理解をしていけば、その中で対応可能なんだと、そういうことが、ある意味では職員数が減っても、しっかりと住民サービスを怠らない体制ができる。しかし、そうは言っても、やはり数の問題を質で解決することはできませんので、総合支援センターというものをつくって、できるだけアウトソーシングしながら両軸を機能的に、効率よく行政の動きにつなげていきたい、こう考えてきたわけです。ですから、そのところは、今後も秘策はないと思いますが、なかなかできないという、でき得れば1年で異動があるということも避けたい、継続性を考えると。しかし、それもなかなかかなわないというのが実態でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、私自身の処分ですが、多分これは議員との私の価値観の相違だと思っております。私は責任をとる、これは成果をつくる、このことに私は徹したいと思っておりますので、私は自分の中に戒めとしてしっかりと受けとめさせていただいて、今後この問題のみならず、すべての町政のあり方についてしっかりと成果をつくり上げる、こういう気持ちで今、これまで自分に言い聞かせてきた厳しい戒めをさらに戒めながら進んでいきたい、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

最初に、1番目の事前着工の関係でございますが、個別的には具体的にいろいろ理由がございますが、基本的には、当初契約した工事を進める上で、変更が出たときにそれを進めなければ変更契約の数字が出てこないという問題もございます。それと同じように、例えば戸別受信機の台数で申し上げますと、オーダーメイドですので、どこかの時点で台数を確定してストップをしたいという思いもありました。それから、中継局の設備であれば当初から契約しておりますが、工事を進める上で地盤改良がまず必要になったということもございまして、これについてはまず、地盤改良を先に進めなければ当初契約の施工ができないという問題があります。これにつきましては、いわゆる工程会議の中で予算の枠内の変更ででき得るという考え方がありましたので、それをもとに工事を進めてしまったということがございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、FM放送設置の戸別受信機をつけたことに対して、入札を妨害したのではないかなというようにおたがいがございましたが、そういう意思は当然持っておりません。たまたま機能の高いものを選定したということでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。それから同じくFMにつきまして、その費用について契約の履行の中に入っていたのではないかなというようにおたがいがあつたと思いますが、あくまでも三菱電機との契約の中ではFM受信機付の戸別受信機の納入ということでございまして、そのFM機能が確実に入るということではございません。確かに、FM機能につきましては私もその点について業者に確認をしておりますが、戸別受信機のFM機能については、一般市販品のラジオと全く同等のものというふうには聞いております。ですから、場所によりましては、戸別受信機についているアンテナがございまして、あれは基本的には縦に伸ばしているわけですが、それを横にすれば聞こえる家もあるというふうには聞いております。それから万が一の災害の際には、それを外出時に外に持ち出しすれば、より聞こえる場合があるというようなことを聞いております。いずれにしましても、確実に聞こえるということが三菱電機との契約の中には入っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 事前着工のことについてもう一回、かみ合っていないので、私、7項目ということを行っているんですが、今、課長の話では、3つくらいはご理解願いたいと言ったものですから、残り4つは事前着工というふうにとらえてもいいのかなと思うんですが、

その辺もうちょっと、事前着工はこれとこれだとはっきり言ってください。

それから、2つ目の質問で、今回この契約が通った場合においては、会計管理者にちょっと伺いたいと思いますが、地方自治法の232条の4の2項で、会計管理者は、当該支出負担行為が法令または予算に違反しないことを確認した上でなければ支出することはできないとありますよね。今回、この支出負担行為が、今、担当のほうからは、FM放送の受信について入札妨害という意味はなかったと、こういう話がありました。しかし残念ながら、去年の契約なものですから、去年の担当者に私はまだ1回も聞いていないんですよ、実を言うと。去年はそこまでわからなくて、予算に賛成してしまいました。その後、監査委員の指摘でも問題があるよというようなことを言っていますので、実は、去年の担当者も辞めてしまった人もいたりして、確認していない。

それから、また、前の議会で私指摘したのは、最低制限価格ぴったりの落札はおかしいんじゃないかというようなことで質問したときに、町長は、たまたまそういう結果でしたと、こういうことを言ったんですけれども、しかし、最低制限価格が漏えいしたかもしれない。こういうことだって可能性あるわけです。漏えいすれば守秘義務違反で、これも大きな問題になりますよね。そういう法令違反の可能性が私はあると思っています。もっともっと調べる必要があると思っています。そういう点で、さっき、調査特別委員会をつくったらどうかという話もしましたけれども、そういうことを会計責任者としては確認した上でなければ支出できないとあるんです。会計責任者は、これ、どんなふうにして確認しようと思っていますか。あるいは全く問題がないと思っているんですか。その辺を伺います。

○渡部康吉議長 会計室長。

○五十嵐竹則会計室長 ただいまの質問にお答えします。

議員のほうから、地方自治法の232条の4の2項の支出負担行為の問題について質問されましたけれども、私どものほうでは、成果書類と、あと支出負担行為等の書類等を確認しながら適正に執行していきたいと思っておりますし、法令違反があるかもしれないというような憶測の判断ではなくて、自分自身も含めて法令等に照らし合わせて支出をきちんとしていきたいと思っておりますし、また、うちのほうでは出てきた書類を担当課のほうに確認しながら支出しているというような状況なので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

事前に着工なり進めているものが、先ほど4つしか答弁しなかったということでございますので、想定して答弁をさせていただきましたが、そのほかということであれば、1つは、拡声子局の接地抵抗値の低減につきましても実施をしております。これは、5月に運用開始するに当たって、これをクリアしませんと放送ができませんので、屋外拡声機の接地抵抗値の低減の工事については実施をしております。それから、携帯型無線機の追加におきましても、山岳遭難に対応したいということで発注をしております。同じく携帯型無線機用充電器につきましても平成19年度で設置をした消防車用の携帯型無線機ですが、これの充電器についても早急に必要ということで発注をしております。それから、統合接続装置としては、アンテナ柱の老朽化に伴い、どの程度のものが必要かということがありますので、その試算については指示をしております。もう一つ申し上げますと、拡声受信装置の変更というのがありますが、水無林業研修センターにつけたものでございますが、これについても運用開始の関係で発注をしております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 確認の意味で、さっきの話の追加とかじゃなくて、もう一回整理して言ってくださいよ。今聞いたのは3ページの1、2、3、4、5を聞いたんですが、5で全部なんですか。それとも、さっきの話の追加に5を言ったんですか。合計で何ぼですか。そこをちょっと伺います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

統合接続局設備というのが2番目にごさいますして、これのアンテナ柱については、幾らほどかかるかということが必要ですので、精査を指示しております。1ページです。

次に、中継局設備の駒止につきましても当初契約にごさいますしたが、先ほど申し上げましたように、地盤改良が先でございますので、発注をして実施をしております。同じくアンテナ柱の塗装についても同様でございます。それから、拡声子局の設備のいわゆる宮本地区の拡声子局についても発注をしております。その下の拡声受信装置の変更ということで、これは水無生活改善センターに設置するものですが、これについても運用の関係から発注をしております。同じく、先ほど申し上げました接地抵抗値の低減につきましても、屋外拡声子局44カ所でございますので、運用前にという必要がありますので発注をしております。その下の戸別受信局設備ですが、これの台数の変更につきましても570台ということでストップをしております。それから一番下になりますが、移動系設備で携帯型無線機と充電器についても発注をしております。

す。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 先ほどの全協の中で、いろいろ要旨等はわかりました。細かいことを聞くわけではございませんが、実は私はこの議案が取り下げになって、また再度という、いわば真の原因は何なのかということなんです。これもいろいろ聞いている中でそれぞれのご説明を聞いておきますと、いたし方ないこともあったなというふうに、私は理解をいたします。

もう一つは、副町長さん、町長初め執行者の皆さんが、それぞれに今後は二度とこのようなことはない、しないというかたい決意も語られましたし、まあ、その辺は了解をいたします。ただ、その説明の中で改善点等々もありましたので、それらについては今後しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほどの町長の答弁で、今回のことはシステムの欠如だというご答弁がありました。そこで確認をしたい。確認と言いますか、工事、町が1つの仕事をするといった場合に、どういうふうな、まあ、発生は別ですが、発生があった、物事があった、物体をつくるものもあるでしょうし、ソフト面で言うと、物体はなくても計画等々もあると思います。これらにつきまして、形は違うのかどうかもわかりませんが、発生をした、じゃ、どうしようという中で、今回であれば工事をして完了するという経緯をたどると思います。そういう中のそのシステムとは、発生した課で提案をして協議をして、そして完成をするというふうに思いますが、その流れの具体的なもの、いわば書類であればこういうふうにしてありますよと、最後には町長の決済判が押されるのか、押されなくても、今回は工事が発注されたということなのか。その辺を議場でするので、きちんと、こんなこと聞くのは初めてなんです、どういう流れで1つのものができ上がるのかということを確認をしたい。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えいたします。

今回のように、当初の工事から変更が生ずるというふうになった場合の手続の流れをご説明申し上げます。まずは、現場を監督しております発注の管理者担当がございしますが、担当のほうで工事の現場で指示をする場合もありますが、基本的に書類としましては、工事の内容変更伺というものを起こします。これでもって、今回の場合ですと、建設課内で課長までの決裁をいただくということになります。その後、その工事の内容変更伺を経まして、正式に設計書の

変更起工というものがございまして、これは変更内容につきまして町長まで決済をいただくことになっております。これらを経まして正式に変更契約ということになるわけですが、今回のこの件に関しましては、今申しあげました変更の起工の後に、実際には議会の議決が必要ですので、正式な契約ではなくて仮契約というものを締結をいたしまして、議決をいただいた後に正式な契約というような事務上の流れとなっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 そうしますと、今回は、町長の答弁があったようにシステムの欠如があったということは、それらをなされていなかったというふうにとらえていいですね。今回の変更だけでなく、変更も発注ですから同じでしょうから、それはいいですが、1つの事業をしたときにという例えで聞いたわけですが、全くこの流れは変わらないというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えいたします。

ただいまの事務手続上の流れは、この後もこれを徹底させるということで、その流れ自体は変えるところではございませんが、ただ、今回の問題点は、その変更手続をしている中で、その変更手続をして実際に議決をいただく前に、現場でその発注の指示をしてしまった、議決をいただくのが必要にもかかわらず発注してしまったというところに、やはり問題があったというふうに思われます。その点につきましては、課内での情報共有、それからそういったどうしても必要性が生じた場合の内部での手続について、再度改善点がないかどうか検討してまいりたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 つけ加えてお答えをさせていただきます。

とても重要なご質問だと思いますので。というのは、こういう流れというのは、1つ流れだけを考えますと、特に問題はないというふうにとらえます。しかし、これが書類の時間的な経過を考えますと、担当が起案をし、さらに担当係の中でそれを稟議し、課長まで上がり、それが総務課長あるいは副町長、町長まで上がってくるまでは、かなりの時間がかかります。したがって、この流れは今、副町長が申しあげたとおりであります。こういうさまざまな事案、事件が目の前に発生した場合には、やはりそのところで、口頭でそれぞれ関係者が集まって協議をします。その上で、先ほど申しあげた流れに従って処理をします。こういう形に今

後していきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○渡部康吉議長 討論についての挙手がありました。

まず、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は、この議案は先ほどから何人かの方が言っていますように、住民の防災、健康、安全にかかわる問題でありますので、本来は早くスムーズに実行するのがいいという、考えは十分持っております。しかしながら、きょうも事前着工の内容について、宮本ばかりでなくて、実は、さらに8項目ほどあったというのがわかりました。そういう点からいって、この進め方、やり方に大変問題があるというのが第1点であります。そういうことで納得がいかないと。

それから、先ほども会計室長にも質問しましたがけれども、FM受信をできるような条件をつけたことが、結果としてこの入札妨害に当たる可能性もある。また、最低制限価格ぴったしの落札についても、これも秘密漏えいの可能性だって十分にあるわけであります。そうした観点で私は、もっと調査委員会をつくって、本当は調べるべきではないかと、こういうふうに見えるわけでありまして。調べて、業者に対して直接議会のほうで質問をして、そして、それで問題なければそれを通すしかないわけでありまして、そうしたことを私はやる必要があるだろうと思っております。そうした点で、今回はまだ十分に入札問題も含めて納得しておりませんので、反対であります。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 あってはならない事前着工の事実は、現場担当課長の引責的とも思える辞職というきわめて重い責任のとり方での事の重大性と、職務の遂行の現実の厳しさを、まず率直に受けとめたいと思います。ここに至るまで、役場全職員がこの問題を共有し反省し、町民の立場で職務を遂行していくことを肝に銘じたと聞いております。このことに期待し、公設前を控えて工事の1日も早い完成を期すために、本議案に賛成するものであります。

最後に、業務の結果責任として、辞職をされた責任感の強さには敬服をいたしますが、今後すべての職員の方が辞職を念頭に置くとすれば、ややもすれば失敗はしていけないという思いから業務に対して消極的になったとすれば、決して町民の利益にならないというふうに考えますので、この辺のところの人事管理についてはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第76号 工事請負契約の一部変更について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第76号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決されました。



◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第77号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第77号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、南郷地域の乗り合いタクシー運行経費210万4,000円を補正するものでありまして、予算総額を変えずに予備費からの予算の組み替えで対応するものであります。南郷地域の巡回バスについては、運行当初より利用者が非常に少ないため本年4月から運行を中止し、地域公

公共交通のあり方について、住民主導による南郷地域の公共交通を考える会を中心として検討してまいりました。この検討の結果を受けまして、本年12月より運行ルートを見直しながら、大型タクシーを中心とした5往復の運行を計画したところであります。

よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 提案理由の説明が、今、町長からありましたけれども、正直言って内容が全然わかりません。特にこういう臨時議会の場合、予算と違いますから、新規事業のような場合の事前に対しての事業の説明をぜひとも望みたいと思いますけれども、その辺の対応はどのようにされるのか、まず伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

予算の内容につきましては、ただいまからご説明させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。まず、運行期間でございますが、主として医療機関の診療日に合わせまして、日曜、祝祭日、年末年始を除く月曜から土曜の運行を予定しております。12月1日から3月31日まで94日間としております。

それから、利用料金でございますが、現在、田島地域の乗り合いタクシーが定額制の300円となっておりますので、それと合わせて定額制の300円にしたいと考えております。ただし、小中学生、障害者の方々については150円ということでございます。

それから、運行の時間等でございますが、会津バスとの連携を考えまして往復を予定しております。運行時間につきましては、片道約45分ということになっております。この内容につきましては、先ほど町長から説明がございましたように、住民組織の設備があり、南郷地域の区長会との連携によって、地域がみずから取り組んだ成果としての提案でございますので、利便性の高い運行計画となっております。そこで、私たちとしても尊重して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 ただいま説明を受けましたけれども、南郷地区のアンケートの結果を踏まえての実施だと。そうしますと、確認したいんですけども、南郷地区は12月1日から3月31日までの期間だけでいいというアンケート結果が出たわけですか。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 答えいたします。

あくまで予算上でございますので、平成20年度の事業としては3月31日までということでございます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 実はこれ、期間だけの、年度内だけの問題じゃないと私は思います。南郷地区、まさかなくなるまいと思ったものが公共交通がなくなったと。それで、いろいろ地区として不自由を感じたので、どうかしたいと、そういうもとの、南郷地区の人たちが町からのいろいろなこともあったかもしれませんが、自分たちの意思ということでされたと思うんですけども、これを安定的な運用の中で実施されるというような見込みがないと、地区としての生活の、それこそ、やさしいまちづくりとか、これからいろいろ老齢化して、交通に支障を来す人たちに対して安心できない、そういうことが生活の中で実際出てくるわけですから、町としての考え方は、これは、来年度の中でも3月までのその結果を見ながらいろいろ改善する面もあるかと思えますけれども、そういうことを踏まえながら、21年度以降も続ける、あるいは改良していくというふうな考え方が、ということで理解していいですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

以前の議会でも私から申し上げているように、これまで廃止をした経緯について、もう一回認識を改めてお願いをしたいんですが、これまでは会津バス路線の、言ってみれば会津バスが廃止されたために、その延長としてバスを走らせた。そのときに、先ほど申し上げましたように、非常に乗降の対象者の方が少ない。これでは余り効果がないのではないか、効果が上がる方法というのは、やはり地元に住んでいる人たちが、より利用しやすい経路、利用しやすい形態、料金あるいは停留所の設定、これを考えていただけませんか。ところが、これまで役場がやってきたんだから役場がやればいいんだと、こういう意見が非常に強かったです。したがって、何とか地元の自主的な行動を喚起したいということで、これまで来ました。そんな中で私も何度か地元と呼ばれて、そのお話をしてみましたが、ようやくその中で、「そうなんだ、おれたちが利用するんだから。」例えば「今は、車を運転できるけれども、将来免許証を返還する場合だって出てくるんだ。」と。このときに利用しやすい形態をどうつくっていくかということを実際に皆さんが考えたんです。その結果が予算の計上ということになりました。来年どうするのかと、これも予算が伴わないと私たちは執行できない。つまり、もちろん

来年度の場合には来年度議会の議決を経て、そうしてこのシステムが継続されることを私たちは願っております。それ以上に、住民の人たちが今回出した意見については、我々が残してみせると、こういう意気込みがたくさん聞こえてきておりますので、私はその経路の若干の変更等の改善はあるのかもしれませんが、基本的にこの路線は継続されるものだろう、こう思っております。しかし、予算措置が伴うことですので先のことは何とも言えませんが、でき得ればいい形で地域の公共交通体系の立ち上げになって、ほかの地域にもある意味ではいい影響を及ぼしていただければありがたいと、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私も前から要望しておりましたので、早くできてよかったと思いますが、ただ、2点ほど伺いますが、1つは、この委託先はどこになるのかというようなことと、それから発着といいますか路線ですね、具体的に東のほうも含めてなるんだろうと思いませんけれども、その辺の路線を伺いたしたいと思います。コースです。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

まず、委託先でございますが、これにつきましては、町内5社、タクシー運行业者がおりますので、それらの見積もり結果によって契約したいと考えております。それから、運行経路でございますが、昨年度までの運行経路のほかに、新たに10カ所停留所が追加される予定でございます。つまり、和泉田からふれあいセンターを通り、南郷さゆり荘を新しく通り、さらに今まで通っていなかった台板橋あるいはきらら289を通り、新たに大橋までという経路でございます。

なお、会津バスとの重複運行区間、これは田島から山口、内川路線、一部山口と山口内の松原地区があるんですが、その区間は会津バスと重複しますので、事前に会津バスの了解は得ております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

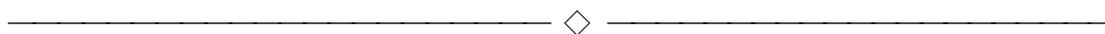
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。

以上をもちまして、平成20年第4回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 1時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員